

新県立体育館整備・運営事業
基本合意書(案)

令和●年●月●日

秋田県

基本合意書

新県立体育館整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、秋田県（以下「県」という。）、●（以下「事業者」という。）及び公益財団法人秋田県スポーツ協会（以下「秋田県スポーツ協会」という。）は、次のとおり基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本合意書は、本件事業に関して県、事業者及び秋田県スポーツ協会の間で締結された令和●年●月●日付新県立体育館整備・運営事業基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、本件事業の発注者である県、本件事業を遂行することを目的として設立された特別目的会社である事業者、秋田県内アスリート育成・強化の中核的な役割を担っており、本件事業において事業者からの委託に基づき体力診断業務を行う予定の秋田県スポーツ協会により、県、事業者及び秋田県スポーツ協会の協働及び連携により体力診断業務を実施するための基本的事項について確認し合意することを目的とする。

第2条（定義）

本合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「業務委託契約」とは、事業者が体力診断業務を秋田県スポーツ協会に委託することに関する、事業者及び秋田県スポーツ協会の間で締結される業務委託契約書をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の締結日から令和26年3月31日までの期間をいう。但し、事業契約が解除された場合又は事業契約第85条の規定により事業契約が終了した場合は、事業契約締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (3) 「事業契約」とは、本件事業の実施に関し、県と事業者との間で締結される新県立体育館整備・運営事業事業契約書をいう。
- (4) 「体力診断業務」とは、本件事業において事業者からの委託に基づき秋田県スポーツ協会が実施する体力診断業務をいう。
- (5) 「提案書類」とは、落札者が本件事業に係る総合評価一般競争入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (6) 「要求水準書等」とは、事業契約、基本協定書、本件事業に関し令和6年7月19日に公表された新県立体育館整備・運営事業業務要求水準書及びその別紙、並びに提案書類を個別に又は総称していう。
- (7) 「落札者」とは、本件事業に関して実施された総合評価一般競争入札による民間事業者の選定において落札者と決定された複数の企業によって構成されたグループをいう。

第3条（本件事業における各当事者の義務）

- 1 県は、本件事業の発注者として、事業者との間で事業契約を締結し、事業契約に定める県の義務を履行する。
- 2 事業者は、本件事業の受注者として、県との間で事業契約を締結し、事業契約に定める事業者の義務を履行し本件事業を実施するとともに、秋田県スポーツ協会との間で業務委託契約を締結し、体力診断業務を秋田県スポーツ協会に委託する。
- 3 秋田県スポーツ協会は、本件事業のうち体力診断業務を実施する者として、事業者との間で業務委託契約を締結して体力診断業務を事業者から受託する。
- 4 県、事業者及び秋田県スポーツ協会は、体力診断業務の円滑な実施のために相互に協力する。

第4条（事業契約及び業務委託契約）

- 1 県及び事業者は、本合意書の締結と同時に、事業契約の仮契約を締結する。
- 2 事業者及び秋田県スポーツ協会は、事業契約の本契約が締結されてから●日が経過するまでに、事前に県の承諾を得た上で、業務委託契約を締結する。業務委託契約に定める業務内容及び委託料については、要求水準書等に基づき、別紙（業務委託契約に関する合意事項）記載の内容を基本条件として、事業者及び秋田県スポーツ協会の間で協議の上定める。
- 3 県、事業者及び秋田県スポーツ協会は、前各項の契約が速やかに締結されるよう相互に協力する。
- 4 事業者及び秋田県スポーツ協会は、第2項の業務委託契約を締結した後速やかに、その契約書の写しを県に提出する。次項に従い当該業務委託契約の変更契約を締結した場合も同様とする。
- 5 事業者及び秋田県スポーツ協会は、県の承諾を得ずに、第2項の業務委託契約を変更し、又は解除その他の事由により終了させてはならない。

第5条（県、事業者及び秋田県スポーツ協会の連携及び協力）

- 1 事業者及び秋田県スポーツ協会は、体力診断業務の円滑な実施のため、定例打合せを実施して誠実に協議し、日常的な業務に関する連携及び調整等を行う。県は、必要に応じて事業者及び秋田県スポーツ協会による定例打合せに同席することができる。
- 2 県は、事業契約に基づく本件事業に対するモニタリングの一環として、秋田県スポーツ協会による体力診断業務の実施状況についてモニタリングを実施し、要求水準書等により規定されるサービス水準を達成しているか否かを確認する。
- 3 体力診断業務の業務履行等について疑義が生じた場合は、県、事業者及び秋田県スポーツ協会により構成される三者協議会（仮称）を開催し、疑義事項を諮るものとする。なお、三者協議会（仮称）にて疑義事項について結論が導かれなかった場合には、県が対応方法を決定する。

第6条（準備行為）

事業者及び秋田県スポーツ協会は、事業契約の本契約又は業務委託契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、体力診断業務に関する事項について必要な準備行為を行うことができ、県は、必要かつ可能な範囲で事業者及び秋田県スポーツ協会に対して協力する。

第7条（事業契約及び業務委託契約頓挫の場合における処理）

県、事業者及び秋田県スポーツ協会のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約又は業務委託契約の締結に至らなかった場合には、県、事業者及び秋田県スポーツ協会が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第8条（秘密保持）

県、事業者及び秋田県スポーツ協会は、本合意書に関する事項につき、他の当事者の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと、及び本合意書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、事業者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び県が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第9条（権利義務の譲渡等）

事業者及び秋田県スポーツ協会は、県の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本合意書上の地位並びに本合意書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

第10条（本合意書の有効期間）

- 1 本合意書の有効期間は、本合意書締結の日から事業期間が終了する日までとする。但し、事業契約の本契約又は業務委託契約の締結に至らなかった場合は、それらの締結に至る可能性がないと県が判断して事業者及び秋田県スポーツ協会に通知した日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条乃至第9条、本項、第11条及び第12条の規定の効力は、本合意書の有効期間終了後も存続する。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

本合意書は日本国の法令に従い解釈され、本合意書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は秋田地方裁判所とする。

第12条（定めのない事項）

本合意書に定めのない事項については、県、事業者及び秋田県スポーツ協会が別途協議して定める。

[以下余白]

以上を証するため、本合意書 3 通を作成し、県、事業者及び秋田県スポーツ協会は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

県：秋田県

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 佐竹 敬久 印

事業者：●

(住所)

(代表者) 印

秋田県スポーツ協会：公益財団法人秋田県スポーツ協会

(住所)

(代表者) 印

業務委託契約に関する合意事項

- (1) 秋田県スポーツ協会は、事業契約に定める維持管理・運営期間の間、要求水準書等に従い、体力診断業務を行わなければならない。
- (2) 事業者及び秋田県スポーツ協会は、県、事業者及び秋田県スポーツ協会により構成される三者協議会（仮称）における結論に従わなければならない。